

2002 年 12 月 3 日

国際協力事業団総裁 川上 隆朗殿

「国際協力事業団環境社会配慮ガイドライン（仮称）に関する改定委員会」
における委員の選定プロセスおよび委員会の進行形式に関する意見および要望

貴殿におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度行われます「国際協力事業団環境社会配慮ガイドライン（仮称）」の改定は、開発途上国および日本にすむ市民の社会および環境の将来の方向性を左右する誠に重要なものであり、市民に開かれたオープンなプロセスで行われるべきものと考えます。

私たち NGO 関係委員は、本ガイドラインに関する検討委員会における委員の選定プロセスおよび委員会の運営に関し、以下の意見および要望を表明いたします。

記

1 選定プロセスに関する私たちの考え方と懸念

私たちは、公共的政策に関わる意思決定に何らかの形で関わる人々が選任される手続きは、公開で合理的な基準に基づくべきであると考えております。ところが、今回の NGO 委員の選定プロセスは、本委員会の課題である環境社会配慮に関する政策等に必ずしも深くかかわっていない一部の NGO の推薦を受けた NGO のみが委員の候補として推薦されるという形で行われており、手続きや基準の透明性・合理性に問題を抱えています。事実、この結果として、政府開発援助における環境社会配慮ガイドラインおよび政策等に豊富な経験および知識のある NGO 等が選任されないこととなっており、私たちはこの点についても深く憂慮しています。

NGO は多様であり、それぞれ固有の能力や資源を有しています。今後は合理的・公正な方法で NGO が選任されるよう、こうした委員の募集については基準を明らかにした上でホームページ上で公募するなど、透明性が高く、貴事業団の選任にあたってのアカウンタビリティが確保されるような手段で行うよう要請いたします。

2 公共的政策に関わる NGO の立場についての私たちの考え方

公共的政策に関わる意思決定に NGO が関わる場合、その議論の場は、公開であること、可能な限り市民や NGO が直接、議論に参加・貢献できる形式で行われることが前提条件であると考えています。そもそも NGO は多様であり、委員として選任された個々の NGO が全ての論点や視点を議論に反映することは不可能です。にもかかわらず委員の中にたまたま NGO 関係者がいるということだけで、「NGO が参加した場」として伝えられることは、誤った理解を固定化し、NGO の役割や、その場の論議の質について誤解を生むこととなると考

えるからです。

この考えにたち、私たちは委員就任依頼を受けるにあたり委員以外の参加と発言を認めるべきであるとの考えを貴事業団に示し、ご理解をいただいております。私たちは、このことが私たちの委員会参加の前提であるということを改めて確認したいと考えます。

3 本委員会にも JBIC の研究会プロセスと同等の公開性を

JBIC における環境ガイドラインの作成過程におきましては、公開の研究会および JBIC との公開の協議の積み重ねという形で進められており、非常に濃密かつ効果的に議事が進められてきたという経緯もあります（資料：メコン・ウォッチ「JBIC 環境ガイドライン統合のプロセスから学ぶべき点」参照）。このことを踏まえ、今後の委員会およびガイドライン改定の進め方に関しましても、別紙の通り、少なくとも同程度の公開性を確保し、効果的な方法で進行いただくべきであると考えております。

とりわけ、本委員会の目的達成のためになされる委員以外の参加者の発言・文書配布については、委員の発言と同様に認めるという原則に基づき委員会を開催するよう要請いたします。

CC. 外務大臣 川口順子様

石田恭子（環境・持続社会研究センター）
川村暁雄（APEC モニター NGO ネットワーク）
高橋清貴（日本国際ボランティアセンター）
西井和裕（フィリピン情報センター）

別紙)

委員会およびガイドライン改訂の進め方に関する意見および要望書 (詳細)

委員会での議論の尊重

委員会で行われる議論の内容に関しまして、貴事業団はこれを最大限尊重し、ガイドラインの改定に取り組んでいただきますよう要請いたします。したがって、委員会での議論がガイドライン案に反映されない場合には、責任をもって貴事業団は委員会にその理由を説明していただきたく存じます。

委員会の進行

私たちは、議長が委員会の議事の進行にあたり重要な役割を果たす立場にあると理解しています。議長の議事進行にあたっては、委員の必要に応じて、事業団に見解や資料の提出を求め、次回での議論の継続を呼びかけることなどにより、国際協力事業団が委員会の議論に責任を持って対応することが保障されるよう期待いたします。このためには、議長は環境・社会配慮の分野において専門的知識を有する者であることが望ましいと考えます。

実質的な議論の保障

ガイドラインの改訂に際しましては、実質的な議論を保障することを優先し、必要に応じて回数を増やし、個別テーマについて特別会合を開くなどの方法をとるよう要請いたします。また、十分な透明性と説明責任、市民参加を確保しつつ、合理的かつ効果的な政策決定を行うためには、現在提示されている以上の十分な時間をかけて検討を行うことが必要不可欠であると考えます。

委員会の役割

私たちは、委員会がガイドライン案を承認する場ではないと理解しております。貴事業団は、委員会での議論を受けて最終ガイドライン案を作成し、それをパブリックコンサルテーションやパブリックコメントなどの手続きにかけると考えます。

パブリックコメントの受付

委員会の討議を受けて作成されたガイドライン案については、日英2か国語にて、HP等を通じ広く公開していただくことを要請いたします。これに際しましては、最低3ヶ月のパブリックコメントの受付期間と、パブリックコンサルテーションの開催を行い、市民・途上国の住民の参加を保障するよう要請いたします。パブリックコメントやパブリックコンサルテーションで出された意見については、その採用・不採用に関する貴事業団の見解とその根拠を明らかにするよう求めます。

委員会の公開性の確保

市民が委員会での議論を把握し、実質的な参加ができるよう委員会の開催の日時と討議事項が決定し次第すみやかにホームページ上で広報すること、配布資料についても可能であれば事前に掲載することを求めます。委員会の議事録は、逐語で発言者名を付したものを作成し、配布資料とともに HP 上で速やかに公開を行うべきと考えます。委員会開催中に寄せられた意見については、その旨通知の上ホームページ上で公開するとともに、委員会に報告するよう求めます。

委員の独立性

ガイドラインの改定は、基本的に貴事業団が責任をもって行うものであり、委員会がガイドラインの「承認」を行う場ではないことを確認いたします。したがって、私たち関係 NGO 委員は、貴事業団から独立した立場で委員会に参加するものであることを確認いたします。さらに、委員はガイドラインの改定に関し守秘義務を負わないことと考えており、これを確認いたします。

以上の点を十分に踏まえて、環境社会配慮ガイドライン改訂の検討が進められますよう、よろしくお願いいたします。

以上